

訪問リハビリテーション利用契約書

甲（利用者）

乙（事業者） 医療法人社団為王会 尾形クリニック
理事長 尾形 享一

（目的）

第1条 尾形クリニック訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、利用者の心身の機能回復を図ることを目的とした理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることとする。

（適用期間）

第2条 本契約の期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日とする。但し、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とする。

2 上記契約期間満了日の30日以前までに甲から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とし、以降も同様とする。

（訪問リハビリテーションのサービス内容）

第3条 乙は、訪問リハビリテーションとして、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が甲の居宅を訪問して行う、①機能評価及びリハビリテーション計画の作成とその内容説明、②計画に沿った理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションの実施、③住宅改修相談・指導、④補助具利用相談・指導、⑤その他日常生活等に関する相談・助言等を提供します。

（他機関との連携）

第4条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたり、甲の主治医、居宅介護支援事業所、及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（訪問リハビリテーションサービス記録）

第5条 乙は、甲に対する訪問リハビリテーションのサービスに関する記録を整備し、完結の日から2年間保存することとする。

(利用料等)

第6条 乙が提供する訪問リハビリテーションの利用単位毎の利用料及びその他の費用は別紙重要事項説明書に記載したとおりです。又当該サービスが介護保険の適用を受ける場合、甲は乙に対し、原則として利用料の1割を支払います。但し、介護保険法に基づき、甲が保険給付を償還払い（一旦、甲が乙に対し全額を支払い、その後甲は市町村から9割分の払い戻しを受ける支払方法）の方法で受ける場合には、乙に対し、利用料の全額を支払います。

2 乙から提供を受ける当該サービスが介護保険の適用を受けない場合、甲は乙に対し、利用料の全額を支払います。

3 甲は、乙が提供する当該サービスを、当事業所の通常の事業実施区域外の居宅で受ける場合、乙に対し、別紙に定める交通費の実費を支払います。

4 乙は、甲に対し、毎月利用翌月15日までに、利用月のサービス提供内容、利用料等の内訳を記載した利用明細書を発行します。

5 甲は、乙に対し、利用月利用料を、翌月30日までに支払います。

6 乙は、甲から利用料の支払いを受けた時は、甲に対し領収書を発行します。

7 乙は、甲に対して提供した当該サービスに対し、甲から利用料の全額の支払いを受けた場合、甲に対し必要に応じ、サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載したサービス提供証明書を交付します。

(利用料の滞納)

第7条 甲が、正当な理由なく乙に支払う利用料を1ヶ月以上滞納した場合、乙が甲に対して30日以内に滞納額を支払うよう督促したにもかかわらず全額の支払いがない場合、乙は甲の健康・生命に支障が無い場合に限り、全額の支払いがあるまで甲に対する当該サービスの全部又は、一部の提供を停止することとする。

2 甲が、乙に対し、前項のサービスの停止の意思表示をした後、30日経過しても全額の支払いがない時は、乙は甲の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することとする。

(甲の解約権)

第8条 甲は、乙に対しいつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合甲は、乙に対し30日の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(乙の解約権)

第9条 乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、第1条に定める当該サービス目的を達することが不可能となったとき、7日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第10条 以下の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 1 甲の要介護状態区分が自立と認定された場合。
- 2 甲が死亡した場合。
- 3 前条第7, 8, 9条に該当するとき。

(緊急時の対応)

第11条 乙は、当該サービス提供中に甲の心身状態が急変した場合、速やかに主治医又は協力医療機関と連絡を取り必要な処置を講ずるとともに、甲より指定された緊急連絡先に連絡します。

(秘密保持)

第12条 乙の従業者は、正当な理由がない限り、甲に対する当該サービスの提供にあたって知り得た甲又は、甲の家族の秘密を漏らしません。

- 2 乙は、乙の従業者が退職後、在職中知り得た甲又は、甲の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲又は、甲の家族の個人情報を用いる場合は、同意を得ない限り個人情報を用いません。

(契約外事項)

第13条 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、甲、甲' 及び乙の協議により定める。

契約事項及び別紙による重要事項説明を受け、訪問リハビリテーションの利用を同意し、本契約が成立したことを証するために、本契約書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通ずつ保有することとする。

令和 年 月 日

甲（利用者）住所 〒

電話

氏名

印

甲'（ ）住所 〒

電話

氏名

印

甲との関係（続柄）

乙（事業者）住所 〒329-2162

栃木県矢板市末広町45番3

電話 0287（43）2230

氏名 医療法人社団為王会 尾形クリニック
理事長 尾形 享一 印